

「まん延防止等重点措置」の適用について

市内の急激な感染拡大と地域医療の深刻な状況を踏まえ、今月 2 日、本市の「まん延防止等重点措置」の適用について、県知事に要請し、同日、県より、国への適用要請が行われたところであるが、本日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、今月 8 日から 31 日まで、本県への適用が正式に決定されるとともに、本市を重点措置の対象区域とすることについて、同日開催の県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議で決定したところである。

市としては、「まん延防止等重点措置」の適用を受け、飲食店等への見回り活動をはじめ、県が実施する対策について、引き続き協力していくとともに、現在、実施している「いわき市感染拡大防止一斉行動」についても、重点措置の適用期間に合わせて、対象期間を今月 22 日から 31 日まで延長することとし、公共施設等の休館等についても同様に期間を延長することとする。

なお、「福島県まん延防止等重点措置等」については、別添のとおり。

【事務担当】

新型コロナウイルス感染症対策強化チーム
まん延防止対策班 TEL 38-5696

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置	重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区 域	いわき市【重点区域】	その他の地域
期 間	令和3年8月8日(日) ～8月31日(火)	令和3年8月8日(日) ～8月31日(火)
適 用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項	特措法第24条第9項

令和3年8月5日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内 容

○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市】
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

○感染リスクの高い行動は控えてください。

- ・不要不急の外出は自粛してください。
- ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。
- ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。
- ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

○基本的な感染対策を徹底してください。

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。
- ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人で行ってください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

いわき市
(重点区域)
・
その他の
地域

飲食店等の皆様へのお願い

内 容

いわき市

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)

- 営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)**してください。
- 酒類の提供の自粛(終日)**をしてください。
- カラオケ設備の利用の自粛(終日)**をしてください。※飲食を主な業としている店舗
- 特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。**
 - ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指の消毒設備の設置
 - ・事業所の消毒
 - ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり3万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 いわき地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については <https://ichijishienkin.go.jp/>

その他の地域

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)**をしてください。
(酒類の提供は、午前11時～午後7時)
- 店舗や施設の**感染防止対策を徹底**してください。(業種別ガイドラインの遵守)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗

・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)

全地域

上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。

■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分)

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

内 容

(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)

○営業時間を短縮(午後8時まで)してください。
(イベント開催の場合は午後9時まで)

【対象】 詳細は次ページのとおり

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】

協力金を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり))

※協力金の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。

(延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)

いわき市

(特措法第24条第9項に基づく要請)

○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。

- ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。
- ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。
- ・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。
- ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。
- ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設（1, 0 0 0 m²超の施設）

施設の種類	施設例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】
飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等

イベント関連施設（1, 0 0 0 m²超の施設）

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等（集会の用に供する部分に限る）
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

【重点措置区域内の県有施設について】 営業時間短縮の要請の対象となる施設は、原則休業の方針とします。

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドライン**を遵守し、**感染防止対策を徹底**してください。

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

■ 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 8 6 4 4 (受付時間9時～17時)

■ 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数上限		開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの ○クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典、展示会等 ○飲食を伴わないもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの ○ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブ等でのイベント等	午後9時まで (全地域)
収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限	

(特措法第24条第9項に基づく要請)

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

【令和3年8月7日（土）～8月31日（火）の公共施設等の対応状況】※一部施設は、8/7（土）以前より対応

	施設名	区分	利用制限がある場合、その内容	期間	問い合わせ先
福祉施設	平老人福祉センター 勿来老人福祉センター 内郷老人福祉センター 四倉老人福祉センター 小名浜老人憩いの家	休館		8/7(土)～ 8/31(火)	介護保険課 電話22-7453
	いわき市健康・福祉プラザ	休館	・ デイサービスセンターを除き休館。	8/7(土)～ 8/31(火)	保健福祉課 電話22-7451
	いわきサン・アビリティーズ	休館		8/5(木)～ 8/31(火)	障がい福祉課 電話22-7485
	北部憩いの家 南部憩いの家	休館・休止		8/5(木)～ 8/31(火)	ごみ減量推進課 電話22-7559
	仁井田運動場	利用制限	・ 新規予約受付停止	8/5(木)～ 8/31(火)	ごみ減量推進課 電話22-7559
	三和ふれあい館	休館	但し、屋内ゲートボール場については、三和小中学校の教育活動（体育授業及び部活動）として使用する場合は、可とする（一般の利用は不可）。	8/7(土)～ 8/31(火)	介護保険課 電話22-7453
	田人ふれあい館 （田人支所・田人公民館・田人診療所）	利用制限	・ 田人公民館は市内公民館に同じ ・ 田人支所及び田人診療所は通常どおり	8/7(土)～ 8/31(火)	田人支所 電話69-2111
子育て施設	子育てサポートセンター	利用制限	(1)市民向けのプレイルーム一般開放については休止とする (2)プレイルームを使用する主催事業については、8/31(火)まで中止とする (3)専門相談会や個別の相談等については、感染対策を徹底したうえで実施する	8/5(木)～ 8/31(火)	子育てサポートセンター 電話27-8599
	小名浜児童センター 内郷児童館 こども元気センター カンガルーひろば チャイルドハウスふくまる	休館	・ 原則休館とするが、未就学児等の相談支援業務は継続する。（事前に施設へ連絡のうえ来館）	8/5(木)～ 8/31(火)	こども支援課 電話22-7454
	屋内遊び場いわきっずるん 屋内遊び場いわきっずもり	休館		8/5(木)～ 8/31(火)	こども支援課 電話22-7454
	放課後児童クラブ	利用制限	・ 利用児童のうち一人でも留守番が可能である小学4年生以上の児童については、利用自粛を要請する。 ・ 小学1年生から3年生についても可能な限り、家庭での保育を要請する。	8/7（土）～ 8/31（火）	こども支援課 電話22-7454
文化・教育施設	いわき芸術文化交流館	利用制限	・ 収容率、利用人数の制限あり ・ 8/7以降の利用について、8/5より新規受付停止 ・ 既受付分は利用自粛要請	8/7（土）～ 8/31(火)	施設管理課 電話22-8111（代表）

	施設名	区分	利用制限がある場合、その内容	期間	問い合わせ先
文化・教育施設	市立公民館 37 館 市文化センター 市生涯学習プラザ 平第二小学校マナビィ館	休館	・ 休館とする。 ・ 公民館等の主催事業は延期又は中止する。 ・ 9/1以降の利用に係る予約受付は実施する。	8/7(土)～ 8/31(火)	生涯学習課 電話22-7543
	市立図書館全館（いわき総合図書館、小名浜図書館、勿来図書館、常磐図書館、内郷図書館、四倉図書館、移動図書館いわき号、移動図書館しおかぜ）	休館	(1)休館とする（市立図書館ホームページからのインターネット予約貸出については、各図書館の臨時窓口において実施することとし、貸出時間は、10時から17時まで。ブックポストへの図書の返却は、24時間可能。その他資料（CD、DVD、ビデオ、大型絵本）の返却は、各図書館の臨時窓口（10時から17時まで）まで）。 (2)市立図書館の主催事業は中止する。	8/7(土)～ 8/31(火)	いわき総合図書館、 移動図書館いわき号 電話22-5552 小名浜図書館 電話54-9257 勿来図書館、 移動図書館しおかぜ 電話62-7431 常磐図書館 電話44-6218 内郷図書館 電話45-1030 四倉図書館 電話32-5980
	いわき市立美術館	休館	・ 再開時期については今後の感染状況を踏まえながら判断する。	8/7(土)～ 8/31(火)	いわき市立美術館 電話25-1111
	市民会館（小名浜、勿来）	利用制限	・ 新規使用申請の受付中止 ・ 既予約者への利用自粛要請 ※常磐市民会館は2/13発生福島県沖地震の影響により臨時休館中	8/7(土)～ 8/31(火)	文化振興課 電話22-7544
	草野心平記念文学館 草野心平生家 暮らしの伝承郷 考古資料館 アンモナイトセンター	休館	・ 休館期間中に各施設で開催を予定していた企画展・行事は中止する。	8/7(土)～ 8/31(火)	文化振興課 電話22-7544
	石炭・化石館 ウッドピア 勿来の関文学歴史館 海竜の里センター	休館		8/7(土)～ 8/31(火)	観光事業課 電話22-7480
	さはこの湯公衆浴場 湯本駅前みゆきの湯公衆浴場 上の湯公衆浴場	利用制限	・ 利用人数の制限あり	8/7(土)～ 8/31(火)	観光事業課 電話22-7480
	地域防災交流センター 久之浜・大久ふれあい館 （防災まちづくり資料室）	利用制限	・ ふれあい館 2 階の「防災まちづくり資料室」の一般開放を休止する	7/31(土)～ 8/31(火)	久之浜・大久支所 電話82-2111
	いわき産業創造館	休館		8/7（土）～ 8/31（火）	産業創出課 電話22-1126
	労働福祉会館	休館		8/5(木)～ 8/31(火)	商業労政課 電話22-7478
	いわき震災伝承みらい館	休館	(1)休館とする (2)団体予約等の受付は通常どおり実施する	8/7(土)～ 8/31(火)	震災伝承みらい館 電話38-4894

	施設名	区分	利用制限がある場合、その内容	期間	問い合わせ先
文化・教育施設	リサイクルプラザ クリンピーの家	利用制限	(1)会議室、研修室、市民工房等の貸出中止 (2)リサイクル教室中止 (3)施設見学中止	8/4(水)～ 8/31(火)	クリンピーの家 電話56-3651
	南部清掃センター	利用制限	・ごみ処理施設の施設見学学習の中止	7/31(土)～ 8/31(火)	清掃管理事務所 電話75-0337
体育施設	総合体育館 平野球場 いわき市民プール	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	総合体育館 電話29-1171
	いわき陸上競技場（補助競技場含む） 平テニスコート いわき弓道場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請 ・年間個人使用券所持者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	総合体育館 電話29-1171
	新舞子体育館 新舞子テニスコート 新舞子フットボール場 新舞子多目的運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	新舞子体育館 電話39-4801
	小名浜武道館 小名浜野球場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	小名浜武道館 電話53-4044
	小名浜市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	泉公民館 電話56-6045
	南部アリーナ 南部テニスコート 南部スタジアム	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	南部アリーナ 電話62-9111
	勿来体育館 勿来市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	勿来体育館 電話63-5789
	勿来弓道場	利用制限	・新規受付休止。 ・既予約者への利用自粛要請。 ・年間個人使用券所持者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	勿来公民館 電話64-7245
	関船体育館 常磐市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	関船体育館 電話44-2213
	関船弓道場	利用制限	・新規受付休止。 ・既予約者への利用自粛要請。 ・年間個人使用券所持者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	関船体育館 電話44-2213
	内郷コミュニティセンター 内郷市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	内郷コミュニティセンター 電話26-2271
	四倉市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	四倉公民館 電話32-2920
	遠野市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	上遠野公民館 電話89-2059
	小川市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	小川公民館 電話83-2168
	好間多目的広場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	好間公民館 電話36-2050
	田人市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	田人公民館 電話69-2226
	川前市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	川前公民館 電話84-2003
	久之浜市民運動場	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	久之浜公民館 電話82-2165

	施設名	区分	利用制限がある場合、その内容	期間	問い合わせ先
体育施設	上三坂体育館	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	上三坂区長 電話85-2647
	下三坂体育館	利用制限	・新規受付休止 ・既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	下三坂区長 電話85-2028
	新舞子ヘルスプール	利用制限	・会員の利用自粛要請 ・非会員の施設利用休止	8/7(土)～ 8/31(火)	新舞子ヘルスプール 電話39-4600
	小中学校体育施設	利用休止		8/7(土)～ 8/31(火)	学校支援課 電話22-7594
レジャー・宿泊施設	いわきの里鬼ヶ城	利用制限	(1)宿泊施設の予約数を定員の半数に制限する (2)キャンプ場（30区画）の使用可能区画を半数に制限する (3)8月5～31日の期間の利用についての新規予約受付停止	8/5(木)～ 8/31(火)	いわきの里鬼ヶ城 電話84-2288
	遠野オートキャンプ場	利用制限	(1)オートキャンプサイト（30区画）、キャンプサイト（15区画）及びバーベキュー広場（8炉）の使用可能区画及び炉を半数に制限する (2)多人数の団体予約及び新規申込者については利用の自粛を要請する (3)8月5～31日の期間の利用についての新規予約受付停止	8/5(木)～ 8/31(火)	遠野オートキャンプ場 電話74-1031
	小玉ダムキャンプ施設	利用休止	・キャンプ施設、炊事施設の利用休止	8/7(土)～ 8/31(火)	河川課 電話22-1159
	夏井川溪谷キャンプ場	利用休止	・キャンプ施設、炊事施設の利用休止	8/7(土)～ 8/31(火)	観光事業課 電話22-7480
	田人おふくろの宿	利用制限	・宿泊施設の利用人数を半数（40→20人）に制限する	7/31(土)～ 8/31(火)	田人おふくろの宿 電話68-3321
公園施設	市内の公園施設	利用制限	・公園における占用・行為許可申請の新規受付の停止 ・いわきマリンタワーの利用休止 ・既予約者への利用自粛要請（集客を目的に開催し、不特定多数の参加が見込まれるイベント等については、自粛等を強く要請）	8/5(木)～ 8/31(火)	公園緑地課 電話22-7518
	いわき市フラワーセンター	利用制限	・フラワーライフ館、レストハウス、展示温室は休館 ・子供の広場（遊具類）利用不可 ・団体利用は全施設において利用不可	8/5(木)～ 8/31(火)	いわき市フラワーセンター 電話22-5667
その他の施設	いわき市企業交流会館	利用制限	(1)屋内施設：利用休止 (2)屋外施設：右記期間の利用に係る新規申込の停止 既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	工業・港湾課 電話22-1142
	小名浜港運動施設	利用制限	右記期間の利用に係る新規申込の停止 既予約者への利用自粛要請	8/7(土)～ 8/31(火)	工業・港湾課 電話22-1162
	市営住宅集会所43施設	使用禁止	-	8/5(木)～ 8/31(火)	住宅営繕課 電話22-7496
	市立集会所49館	休館	・休館とする	8/7(土)～ 8/31(火)	地域振興課 電話22-7414
	道の駅よつくら港情報館	利用制限	(1)閉館時間を22:00から20:00に短縮する (2)トイレ以外の休憩施設を使用禁止とする	(1)7/31(土)～ 8/31(火) (2)8/5(木)～ 8/31(火)	道の駅よつくら港 電話32-8075
	いわき市川前活性化センター	休館		8/7(土)～ 8/31(火)	いわき市川前活性化センター 電話84-2554

	施設名	区分	利用制限がある場合、その内容	期間	問い合わせ先
その他の施設	ふれあい交流館 min-nano	休館(8/1～8/31)		※8月中は休館	地域振興課 電話22-7415
	いわき市共同職業訓練センター	休館		8/5(木)～8/31(火)	商業労政課 電話22-7478
	自家消費用作物等の放射能簡易検査所	従来通り	・休館中の公民館においても検査場は通常通り開所 ・通常通り平日も曜日によって閉所	8/5（木）～8/31（火）	農政流通課 電話22-7470

休館・休止：176施設
利用制限：55施設